

## 神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月神戸市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙防止指導員)

第2条 条例第12条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、様式第1号による路上喫煙防止指導員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第3条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分を行おうとする場合においては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、様式第2号による告知書・弁明書により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第4条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分を行う場合においては、その名あて人に対し、様式第3号による過料処分決定通知書を交付するものとする。

2 条例第12条の規定により科する過料の額は、1,000円とする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

第	号		
 (顔写真)		<b>路上喫煙防止指導員証</b>	
	所 属		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
<p>上記の者は、神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第12条の規定による過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p>			
	年 月 日		
	神戸市長		

5.4  
センチ  
メートル

8.5センチメートル

（裏）

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（抜粋）

（路上喫煙禁止地区における路上喫煙の禁止）

第9条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。

（罰則）

第12条 第9条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則（抜粋）

（路上喫煙防止指導員）

第2条 条例第12条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。

3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、様式第1号による路上喫煙防止指導員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（告知及び弁明の機会の付与）

第3条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分を行おうとする場合においては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、様式第2号による告知書・弁明書により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

（過料）

第4条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分を行う場合においては、その名あて人に対し、様式第3号による過料処分決定通知書を交付するものとする。

2 条例第12条の規定により科する過料の額は、1,000円とする。

第 号  
年 月 日

告知書・弁明書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -

神戸市長



あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行いました。

この行為は、神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定に違反し、同条例第12条の規定により過料の処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

行為の日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃
行為の場所	神戸市 区
行為の内容	路上喫煙禁止地区内での路上喫煙（条例第9条違反）
弁明の方法	弁明書の提出
弁明の提出期限	年 月 日
提 出 先	

年 月 日

（弁明書の提出先）神戸市長  
次のとおり、弁明書を提出します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

弁明の内容	<input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
	_____
	_____

注意事項

- 1 弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。
- 3 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第 号  
年 月 日

## 過料処分決定通知書

住 所	
氏 名	様
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話 ( ) -

神戸市長



あなたは、次のとおり路上喫煙禁止地区内で路上喫煙を行いました。

この行為の結果、神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第12条の規定により、あなたを金1,000円の過料に処することに決定いたしました。

現金又は納入通知書により上記金額をお支払いください。

行為の日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃
行為の場所	神戸市 区
行為の内容	路上喫煙禁止地区内での路上喫煙

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。